

○財務省告示第七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十年十二月九日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 法律及びそ の条項の適 用等	四 発行方 法	五 募入決定の 方法	六 発行 額
利付国庫債券（二十年）（第四十 五回、第四十六回、第四十七回、 第五十回、第五十一回、第五十 二回、第五十三回、第五十四回、 第五十五回、第五十六回、第五 十八回、第六十二回、第六十三 回及び第六十四回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 一、振替法一という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号）に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。を競争に付して行われる入 札にによる発行し、利回り格差の 各申込みのうち、利回り格差の 小さいものからその応募額を順次 割り当てる。その応募額を順次 額面金額で千四百九十八億円	募入決定の方法	発行額

内訳（別表のとおり）

七 払込金額
八 最低額面金
九 振替単位
十 発行価格

千五百六十七億三千二百四十万
五千万円
振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
する。平成二十年十二月九日
平成二十年十二月九日
発行対象国債ごと、金額
百円につき、次の算式により算
出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left(\frac{100}{100} \times \text{第17号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差} \right) \times \text{残存年数}$$

十二 利率
十三 経過
の払込み

(別表のとおり)
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出された金額を第二
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

の率前十発行、
の額利息の第の発行、
金の債の償いでがに
面債国が其日合に
の象国象日日期場
の象対翌行払日合
債対行の発行の支なる
国対行の発行の支なる
象対各期す利にに
行各各期す利にに
対各各期す利にに
行各各期す利にに
額100×支規回数／365

(二) 発行時にあって、その利率に
係る所得税が源泉徴収され

(利付第五十回)	(利付第五十回)	(利付第五十回)	(利付第五十回)	(利付第五十回)	(利付第五十回)	(利付第五十回)	(利付第四十回)	(利付第四十回)	(利付第四十回)	(利付第四十回)	名称及び記号
二・〇%	二・〇%	二・二%	二・一%	二・一%	二・〇%	一・九%	二・二%	二・二%	二・四%	二・四%	利率(年)
平成六年三月二十四日	平成三年三月二十四日	平成十年三月二十二日	平成十年三月二十二日	平成九年三月二十三日	平成六年三月二十三日	平成二年三月二十三日	平成九年三月二十二日	平成二年三月二十二日	平成三年三月二十二日	平成三年三月二十二日	償還期限
二十四億円	九十七億円	二百八十二億円	二十二億円	五億円	百八億円	七億円	十億円	四十一億円	四百七十億円	四百七十億円	(発行額)

(別表)

十八 元利金支 日本銀行
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十年十二月九日

（（利 第二付 六十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回 券 ）
一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	○ ・ 八 %	一 ・ 九 %
日 年 平 九 成 月 三 二 十 五	日 年 平 六 成 月 三 二 十 五	日 年 平 六 成 月 三 二 十 五	日 年 平 九 成 月 三 二 十 四
円 四 百 十 七 億	一 億 円	十 億 円	四 億 円